事　　務　　連　　絡
令 和 ８ 年 １０ 月 ７ 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課　御中

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課

再生医療等製品に係る先駆け審査指定制度対象品目の指定取消し
及び先駆け審査指定制度対象品目の指定について

令和２年６月19日付けで下記の品目の再生医療等製品を先駆け審査指定制度対象品目として指定しましたが、今般、下記１．のとおり当該指定を取り消し、下記２．のとおり先駆け審査指定制度の対象品目に指定しましたので、お知らせいたします。

記

１．指定の取消し
（１）指　　定　　番　　号：先駆審査（31再）第１号
再生医療等製品の名称　：誘導型抑制性T細胞
予定される効能又は効果：肝移植後の免疫抑制剤の減量・中断
届け出た者の氏名又は名称：株式会社JUNTEN BIO

２．指定
（１）指　　定　　番　　号：先駆審査（31再）第１号
再生医療等製品の名称　：誘導型抑制性T細胞
予定される効能又効果：肝移植後の免疫抑制剤の減量・中断
引き継ぎ者の氏名又は名称：AlliedCel株式会社

以上